

東広島市建設工事最低制限価格等設定事務取扱要領

平成22年	4月	1日	制定
平成25年	4月	1日	改正
平成26年	4月	1日	改正
平成27年	11月	5日	改正
平成28年	4月	7日	改正
平成29年	4月	10日	改正
平成31年	4月	8日	改正
令和4年	4月	1日	改正
令和8年	4月	1日	改正

(趣旨)

第1条 この要領は、東広島市建設工事執行規則（平成10年東広島市規則第4号）第8条に規定する最低制限価格及び東広島市低入札価格調査制度事務取扱要領（平成21年9月1日制定。以下「低入札要領」という。）第4条に規定する調査基準価格（以下「最低制限価格等」という。）の設定方法について、必要な事項を定める。

(最低制限価格等基準価格の算定等)

第2条 市長は、建設工事を入札に付すときは、予定価格（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）算出の基礎となった設計金額に基づき、第1号に掲げる式に第2号に掲げる処理をしたものを最低制限価格等基準価格（以下「基準価格」という。）とし、あらかじめ算定するものとする。

(1) 次に掲げる額の合計額とする。

ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

ただし、建築関連工事については、直接工事費の額は建築関係積算基準により算定した直接工事費から現場管理費相当額を減じた額とし、現場管理費の額は建築関係積算基準により算定した現場管理費に現場管理費相当額を加えた額とする。

この場合において、現場管理費相当額は、一般工事の場合は、直接工事費の額の10分の1とし、昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事の場合は、直接工事費の額の10分の2とする。

(2) 前号に基づき算出された額から小数点以下を切り捨てる。

2 前項の基準価格を決定したときは、予定価格調書の入札書比較価格の記載欄の下に、基準価格を記載するものとする。

3 第1項の設計金額に測量等コンサルタント業務（東広島市建設工事等請負業者選定に関する規程（昭和51年東広島市訓令第14号）第2条第3項に規定する測量等をいう。以下同じ。）に係るものを含む場合の基準価格は、第1項の規定にかかわらず、建設工事に係る設計金額部分について同項の規定により算出した額に、測量等コンサルタント業務に係る設計金額部分について東広島市測量等コンサルタント業務最低制限価格設定事務取扱要領（平成22年4月1日制定。以下「コンサル最低制限価格要領」という。）第2条第1項により算出した額を加えた額とする。

(最低制限価格等の決定等)

第3条 最低制限価格等は、基準価格に基準価格の0パーセントから0.5パーセントの範囲において、電子計算機の乱数機能によって自動調整した額を加えた額とする。

- 2 最低制限価格等の算出は、開札時に行うものとする。ただし、入札者がいないときは、この限りでない。
- 3 基準価格が当該建設工事の予定価格の10分の9.2を超える場合は、第1項の規定にかかわらず、予定価格の10分の9.2となる額を「基準価格(上限額)」とし、基準価格(上限額)に当該額の0パーセントから0.5パーセントの範囲において電子計算機の乱数機能によって自動調整した額を加えた額を最低制限価格等とする。
- 4 最低制限価格等が予定価格の10分の7.5に満たない場合は、第1項の規定にかかわらず、予定価格の10分の7.5となる額を最低制限価格等とする。
- 5 最低制限価格を設定した入札において、予定価格以下で入札した入札者全ての入札価格が、第1項で算出した最低制限価格を下回る場合は、同項の規定にかかわらず、基準価格を最低制限価格とする。ただし、基準価格が予定価格の10分の7.5に満たない場合は予定価格の10分の7.5となる額を最低制限価格とする。
- 6 最低制限価格を設定した入札において、予定価格以下で入札した入札者全ての入札価格が、第3項で算出した最低制限価格を下回る場合は、基準価格(上限額)を最低制限価格とする。
- 7 前条第3項により基準価格を算定している場合、第3項から第6項までの規定については、建設工事に係る最低制限価格等部分についてのみ適用し、測量等コンサルタント業務に係る最低制限価格等部分については、コンサル最低制限価格要領第3条第3項から第6項までの規定を準用する。ただし、低入札要領が適用されている建設工事の測量等コンサルタント業務に係る最低制限価格等部分については、コンサル最低制限価格要領第3条第5項及び第6項の準用は行わない。

(最低制限価格等調書の作成)

第4条 前条の最低制限価格等を決定したときは、最低制限価格等調書を作成するものとする。

(委任)

第5条 この要領に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行日前に公告を行った入札の最低制限価格等の設定については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行日前に公告を行った入札の最低制限価格等の設定については、なお従

前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成27年11月5日から施行する。
- 2 この要領の施行日前に公告を行った入札の最低制限価格等の設定については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月7日から施行する。
- 2 この要領の施行日前に公告を行った入札の最低制限価格等の設定については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月10日から施行する。
- 2 この要領の施行日前に公告を行った入札の最低制限価格等の設定については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成31年4月8日から施行する。
- 2 この要領の施行日前に公告を行った入札の最低制限価格等の設定については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行日前に公告を行った入札の最低制限価格等の設定については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行日前に公告又は指名等通知を行った入札の最低制限価格等の設定については、なお従前の例による。